

令和 5 年 9 月 1 日 招集

唐津市議会定例会提出議案



## 議 案 目 次

議案第 83 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 84 号	令和 5 年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 85 号	令和 5 年度唐津市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 86 号	令和 5 年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 87 号	令和 5 年度唐津市水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 88 号	令和 5 年度唐津市下水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 89 号	令和 5 年度唐津市モーターボート競走事業会計補正予算…	(別冊)
議案第 90 号	唐津市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正 する条例制定について……………	1
議案第 91 号	唐津市空家空地等の適正管理に関する条例の一部を改正 する条例制定について……………	3
議案第 92 号	唐津市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制 定について……………	5
議案第 93 号	唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例制定について……………	7
議案第 94 号	唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定 について……………	9
議案第 95 号	唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定について……………	12
議案第 96 号	唐津市火災予防条例の一部を改正する条例制定について……………	14
議案第 97 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて(その1)……………	18
議案第 98 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて(その2)……………	20
議案第 99 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて(その3)……………	22
議案第 100 号	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について……………	24
議案第 101 号	令和 5 年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認に ついて……………	26
報告第 14 号	専決処分の報告について(その1)……………	40
報告第 15 号	専決処分の報告について(その2)……………	42



**議案第90号**

唐津市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

唐津市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように  
制定するものとする。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い改正するもの  
である。



## 唐津市条例第 号

唐津市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

唐津市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



**議案第 91 号**

唐津市空家空地等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

唐津市空家空地等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように  
制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い改正するもの  
である。



## 唐津市条例第 号

唐津市空家空地等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

唐津市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

第12条第1号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第3号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第13条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



**議案第92号**

唐津市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について  
唐津市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

唐津市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 93 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例制定について

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正  
に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第94号

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

### 唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を

「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**議案第 95 号**

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 放課後児童支援員の資格要件の見直しに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附則第3項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



**議案第96号**

唐津市火災予防条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い  
に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い改正す  
るものである。



唐津市条例第 号

唐津市火災予防条例の一部を改正する条例

唐津市火災予防条例（平成17年条例第339号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3厨房設備の部を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ	14kw以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距
------------------	------------------	------------------	-----	--	--------	-----	---------	----	---------	---

			んろ・グリドル 付こんろ					離を示 す。		
			据置型レンジ	21kw以下	100	15 注	15 注			
不 燃	開放式		組込型こんろ・ グリル付こん ろ・グリドル付 こんろ、キャビ ネット型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ	14kw以下	80	0	—		0	
				据置型レンジ	21kw以下	80	0		—	0
固 体 燃 料 以 外	不 燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50	
				不 燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—		80	30
上 記 に 分 類 さ れ な い も の			使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300		200	
				使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150	100		200	100
					使用温度が300℃ 未満のもの	—	100		50	100

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の唐津市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しな

いものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



議案第97号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

氏 名 手 島 久 美 子

生年月日

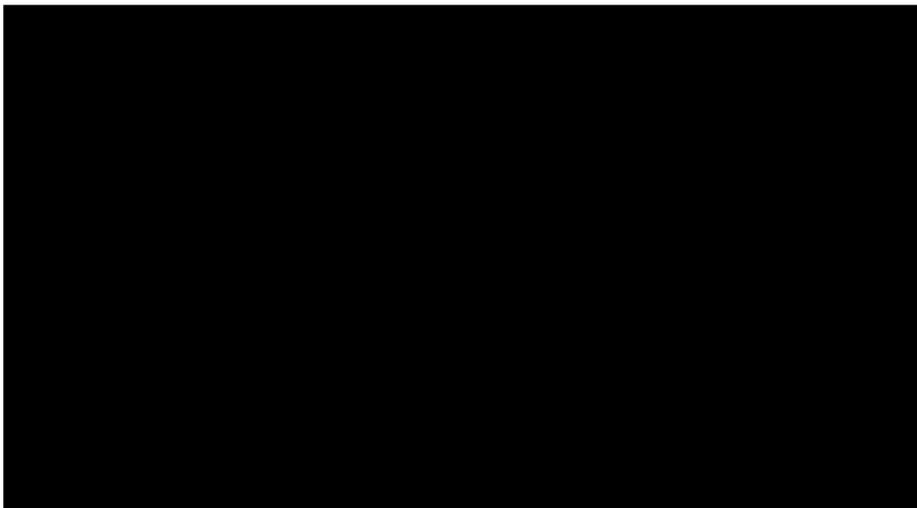
提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。



てしまくみこ  
手島久美子



略 歴





議案第98号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その2)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

岡 本 淳 一

生年月日



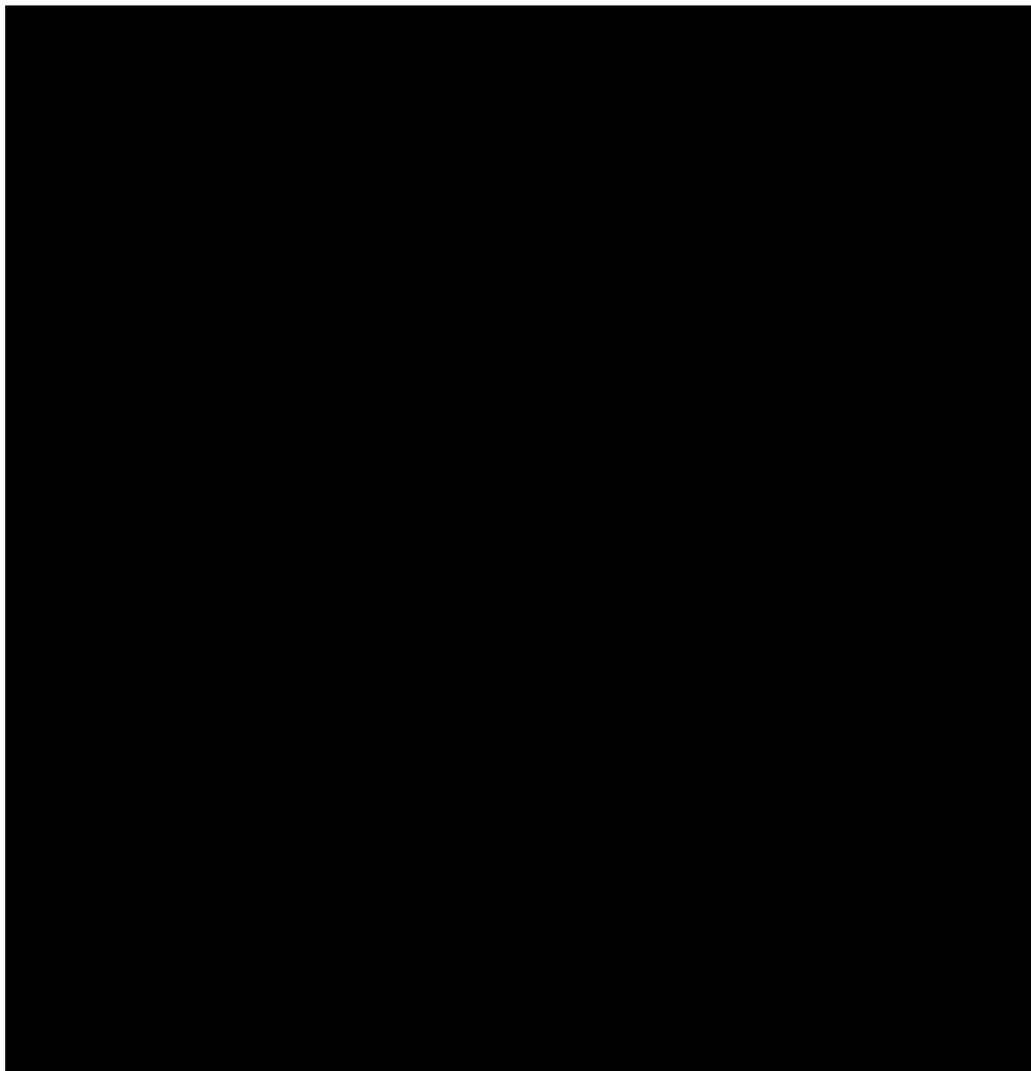
提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。



おか もと じゅん いち  
岡 本 淳 一



略 歴





議案第99号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その3)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

野 崎 榮 子

生年月日



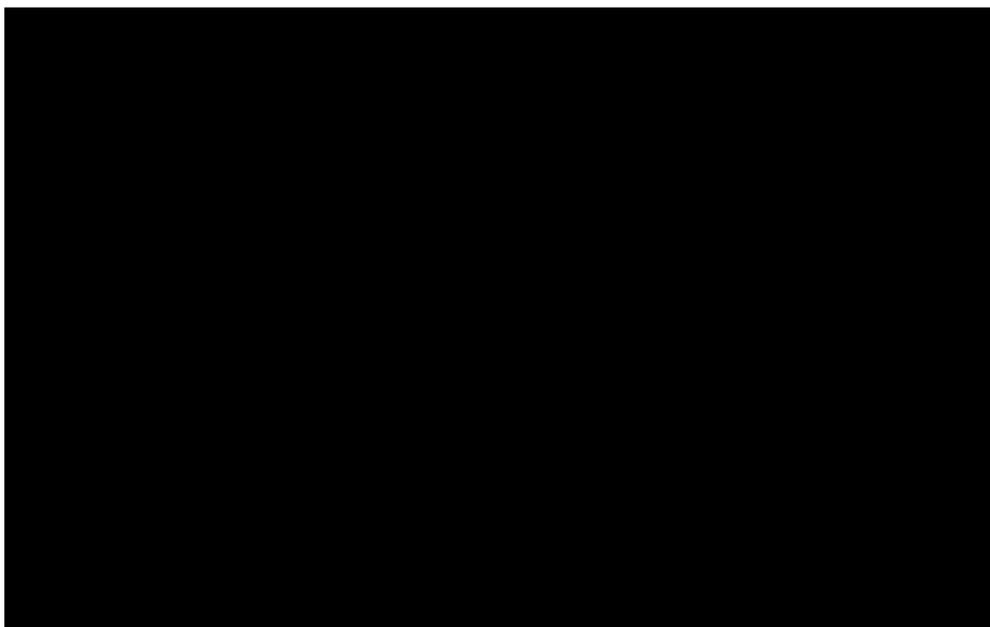
提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。



の ざき えい こ  
野 崎 榮 子



略 歴





## 議案第100号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、別紙のとおり佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて協議するものとする。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することに伴い地方自治法第290条の規定により提案するものである。



## 佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。



## 議案第101号

令和5年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月28日

唐津市長 峰 達 郎

### 令和5年度 唐津市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度唐津市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額 74,950,503 千円に歳入歳出それぞれ 2,149,920 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,100,423 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

**第2条** 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
13 分担金及び負担金		693,989	1,462	695,451
	1 分担金	18,174	1,462	19,636
15 国庫支出金		11,191,155	498,428	11,689,583
	1 国庫負担金	8,355,386	498,428	8,853,814
16 県支出金		6,368,900	9,375	6,378,275
	1 県負担金	3,212,941	9,375	3,222,316
19 繰入金		6,007,060	311,655	6,318,715
	1 基金繰入金	6,007,060	311,655	6,318,715
22 市債		6,793,272	1,329,000	8,122,272
	1 市債	6,793,272	1,329,000	8,122,272
歳入合計		74,950,503	2,149,920	77,100,423

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 民生費		22,251,108	12,500	22,263,608
	1 社会福祉費	9,457,080	12,500	9,469,580
8 土木費		5,224,741	14,120	5,238,861
	6 住宅費	308,703	14,120	322,823
11 災害復旧費		129,901	2,123,300	2,253,201
	1 農林水産施設災害復旧費	74,901	812,500	887,401
	2 土木施設災害復旧費	55,000	1,310,800	1,365,800
歳 出	合 計	74,950,503	2,149,920	77,100,423

第2表 地方債補正  
変更

起債の目的	補正		
	限度額	起債の方法	利率
災害復旧費	28,200	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
計	6,793,272		

(単位 千円)

前 償 還 の 方 法	補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	1,357,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
	8,122,272			

一般会計



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
13 分担金及び負担金	693,989	1,462	695,451
15 国庫支出金	11,191,155	498,428	11,689,583
16 県支出金	6,368,900	9,375	6,378,275
19 繰入金	6,007,060	311,655	6,318,715
22 市債	6,793,272	1,329,000	8,122,272
歳入合計	74,950,503	2,149,920	77,100,423

総括

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	22,251,108	12,500	22,263,608
8 土木費	5,224,741	14,120	5,238,861
11 災害復旧費	129,901	2,123,300	2,253,201
歳 出 合 計	74,950,503	2,149,920	77,100,423

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
9,375	0	0	3,125
0	0	0	14,120
498,428	1,329,000	1,462	294,410
507,803	1,329,000	1,462	311,655

総括

## 2 歳 入

### 1 3 款 分担金及び負担金

#### 1 項 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 災害復旧費分担金	1,654	1,462	3,116
計	18,174	1,462	19,636

### 1 5 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

4 災害復旧費国庫負担金	99,190	498,428	597,618
計	8,355,386	498,428	8,853,814

### 1 6 款 県支出金

#### 1 項 県負担金

1 民生費県負担金	2,851,039	9,375	2,860,414
計	3,212,941	9,375	3,222,316

### 1 9 款 繰入金

#### 1 項 基金繰入金

1 基金繰入金	6,007,060	311,655	6,318,715
計	6,007,060	311,655	6,318,715

### 2 2 款 市債

#### 1 項 市債

9 災害復旧債	28,200	1,329,000	1,357,200
計	6,793,272	1,329,000	8,122,272

節		金 額	説 明
区 分			
1 農林水産施設災害復旧費分 担金	千円 1,462	令和5年災害農地・農業用施設復旧費分担金	千円 1,462

1 農林水産施設災害復旧費負 担金	460,076	令和5年災害農地・農業用施設復旧費負担金	401,076
		令和5年災害林業施設復旧費負担金	59,000
2 土木施設災害復旧費負担金	38,352	令和5年災害土木施設復旧費負担金	38,352

1 社会福祉費負担金	9,375	災害弔慰金県費負担金	9,375
------------	-------	------------	-------

1 基金繰入金	311,655	財政調整基金繰入金	311,655
---------	---------	-----------	---------

1 災害復旧債	1,329,000	災害復旧債	1,329,000
---------	-----------	-------	-----------

13款 分担金及び負担金 15款 国庫支出金 16款 県支出金  
19款 繰入金 22款 市債

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

##### 1 項 社会福祉費

目	補正前の額 補正額		計	補正額の財源内訳				
	千円	千円		千円	特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 社会福祉総務費	2,457,738	12,500	2,470,238	9,375			3,125	
計	9,457,080	12,500	9,469,580	9,375			3,125	

#### 8 款 土木費

##### 6 項 住宅費

1 住宅管理費	308,703	14,120	322,823				14,120
計	308,703	14,120	322,823				14,120

#### 1 1 款 災害復旧費

##### 1 項 農林水産施設災害復旧費

1 農業用施設災害復旧費	61,900	636,000	697,900	401,076	210,100	1,462	23,362
2 林業施設災害復旧費	10,000	176,500	186,500	59,000	53,100		64,400
計	74,901	812,500	887,401	460,076	263,200	1,462	87,762

#### 1 1 款 災害復旧費

##### 2 項 土木施設災害復旧費

1 公共土木災害復旧費	55,000	1,310,800	1,365,800	38,352	1,065,800		206,648
計	55,000	1,310,800	1,365,800	38,352	1,065,800		206,648

節		金額	説明
区分			
19 扶助費	千円 12,500	災害弔慰金	千円 12,500

10 需用費	14,120	被災住宅応急修理支援事業費	14,120

12 委託料	464,000	令和5年災害農地・農業用施設復旧費	636,000
14 工事請負費	172,000		
12 委託料	147,250	令和5年災害林業施設復旧費	176,500
14 工事請負費	29,250		

12 委託料	1,081,000	令和5年災害土木施設復旧費	1,310,800
14 工事請負費	229,800		

3款 民生費 8款 土木費 11款 災害復旧費

地方債の前年度末及び当該年度末に

区 分	前年度末 現在高見込額	当該年度中		
		当該年度中起債見込額		
		補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円
8 災 害 復 旧 事 業 債	1,096,882	28,200	1,329,000	1,357,200
計	87,762,671	6,793,272	1,329,000	8,122,272

おける現在高の見込みに関する調書

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
98,302		98,302	1,026,780	1,329,000	2,355,780
7,986,448		7,986,448	86,569,495	1,329,000	87,898,495



## 報告第14号

専決処分の報告について（その1）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専決処分書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

環境課庁用車に積載していた粗大ごみが走行中に落下し、対向車線を走行中の車両に接触したことによる人身及び物損事故

#### 2 事故発生日

令和5年4月18日

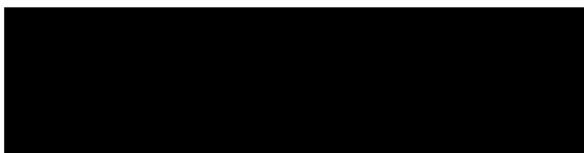
#### 3 事故発生場所

県道半田鬼塚線久里橋上

#### 4 損害賠償の額

金1,112,623円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方



#### 6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

## 報告第15号

専決処分の報告について（その2）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月18日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

市道上における道路段差による人身及び物損事故

#### 2 事故発生年月日

令和5年4月28日

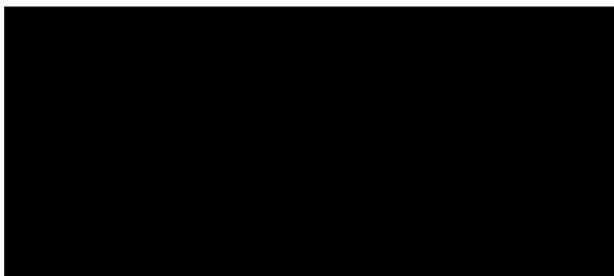
#### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市養母田481番地先の市道上

#### 4 損害賠償の額

金28,630円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方



## 6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。
- (2) 前号以外に唐津市と5の損害賠償及び和解の相手方には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

